

改正

平成 25 年 3 月 25 日規則第 50 号

平成 29 年 3 月 22 日規則第 24 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 26 号

令和 3 年 6 月 4 日規則第 40 号

令和 5 年 8 月 31 日規則第 38 号

新潟市特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）及び新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規定による申請は、別記様式第 1 号による申請書により行わなければならない。

第 3 条 削除

(申請書及び添付書類の補正)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の補正書は、別記様式第 2 号による補正書とする。

(設立登記の完了の届出)

第 5 条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別記様式第 3 号による届出書により行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第 6 条 条例第 6 条第 1 項の届出書は、別記様式第 4 号による届出書とする。

(定款の変更の認証申請)

第 7 条 条例第 7 条の規定による申請は、別記様式第 5 号による申請書により行わなければならない。

(定款の変更の届出)

第 8 条 条例第 8 条の規定による届出は、別記様式第 6 号による届出書により行わなければならない。

(定款の変更登記の完了に係る登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による提出は、登記事項証明書を添付した別記様式第7号による提出書により行わなければならない。

(事業報告書等の提出)

第10条 条例第9条の規定による提出は、別記様式第8号による提出書により行わなければならない。

第11条 削除

(事業の成功の不能による解散の認定申請)

第12条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、別記様式第9号による申請書に同条第3項の書面を添えて市長に提出しなければならない。

(解散等の届出)

第13条 法第31条第4項の規定による届出は、別記様式第10号による届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、別記様式第11号による届出書に当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第14条 法第32条第2項の認証を受けようとする清算人は、別記様式第12号による申請書を市長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、別記様式第13号による届出書に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて行わなければならない。

(合併の認証申請)

第16条 条例第11条の規定による読替え後の条例第2条第1項の規定による申請は、別記様式第14号による申請書により行わなければならない。

(合併登記の完了の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、別記様式第15号による届出書により行わなければならない。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記様式第16号による身分証明書とする。

(認定の申請)

第19条 条例第12条の規定による申請は、別記様式第17号による申請書により行わなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第20条 法第51条第3項の規定による申請は、別記様式第18号による申請書により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第21条 法第53条第1項の規定による届出は、別記様式第19号による届出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第22条 条例第13条第1項の規定による提出は、別記様式第20号による提出書を添付して行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による提出は、別記様式第21号による提出書を添付して行わなければならない。

(特例認定の申請)

第23条 条例第15条の規定による読替え後の条例第12条の規定による申請は、別記様式第22号による申請書により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 第21条の規定は、法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について準用する。

(合併の認定申請)

第25条 条例第17条の申請書は、別記様式第23号による申請書とする。

(条例第18条に規定する規則で定める必要な事項)

第26条 条例第18条に規定する規則で定める必要な事項は、次項から第5項までに規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の条例で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と申請等(情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。)をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通

信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(2) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって条例で定めるものは、情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下この条において「電子申請等を行う者」という。）を特定するための識別符号及び暗証符号の入力とする。

(3) 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等（情報通信技術活用法第3条第5号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合をいう。

2 電子申請等を行う者は、市長が定めるところにより、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

3 この規則の規定により所定の様式により行うとされている申請等について前項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等は、所定の様式により行われたものとみなす。

4 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長が認める場合において、当該原本の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から市長の定める期間内にしなければならない。

5 市長は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等（情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、市長が別に定める方法により行うものとする。

（委任）

第27条 この規則に定めるもののほか、法、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則の廃止）

2 新潟市新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成19年新潟市規則第5号）は、廃

止する。

附 則（平成 25 年規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日規則第 24 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）による改正前の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項の認定又は旧法第 58 条第 1 項の仮認定を受けている特定非営利活動法人によるこの規則の施行の日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る新潟市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（平成 28 年新潟市条例第 69 号）による改正前の新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年新潟市条例第 3 号）第 13 条第 2 項の規定による提出における改正前の第 22 条第 3 項及び第 4 項並びに別記様式第 22 号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 1 号から別記様式第 15 号まで及び別記様式第 17 号から別記様式第 21 号までの規定、別記様式第 23 号並びに別記様式第 24 号による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 26 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 6 月 4 日規則第 40 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別記様式第 20 号の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 72 号）附則第 3 条に規定する認定特定非営利活動法人等（以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。）がこの規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 8 月 31 日規則第 38 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第 2 号及び別記様式第 8 号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。